

神戸市港務局（神戸市港務局）（神戸市港務局・神戸市港務局・神戸市港務局）
神戸市港務局・神戸市港務局・神戸市港務局

隔離栽培に関する通知書

隔離第・・・号

・・・年・・・月・・・日

・・・ 殿

・・・植物防疫所（・・・支所又は出張所）

植物防疫官 氏 名

貴殿（あての）下記植物は、植物防疫法第8条第7項の規定
による隔離栽培を必要とする物であるから、隔離栽培ができるか
どうか、できる場合には隔離栽培をする場所（位置及び付近の状
況）及び管理責任者について御回答願いたい。

なお、この件について・・・年・・・月・・・日までに御回答のない
場合は、植物防疫法施行規則第18条の規定により廃棄するから、
御承知願いたい。

植物の種類及び数量

発送人住所氏名

荷受人（名あて人）住所氏名

（・・・港）到着年月日又は植物防疫官検査年月日

（参考）

隔離栽培の方法

1 前記の・・・は、・・・等の植物から・・・メートル以上離れた土

地又は温室若しくは硝子室内において・・・年・・・月・・・日から
・・・箇月間隔離栽培すること。

2 隔離栽培の責任者を定めること。

3 隔離栽培の期間中に当該植物に検疫有害動植物が発生した場
合は、遅滞なく、その旨を植物防疫官に通知すること。

4 隔離栽培の期間中、1の場所から当該植物を移動してはなら
ないこと。

5 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散
布その他の措置を行うこと。